

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年九月八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年三月十四日奈良県指令建第一一〇一四七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年九月一日建第一〇一八三号
公共施設に関する工事の検査済証 令和五年九月一日建第五八四二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿六五六番一、六五六番二の一部、六五六番三、六五六番四、六五六番五、六五六番六、六五六番七、六五六番八、六五六番九、六五六番一〇、六五六番一一、六五六番一二、六五六番一三、六五六番一四、六五六番一五、六五六番一六、六五六番一七、六五六番一八、六五六番一九及び六五七番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字粟殿六五六番一、六五六番二の一部及び六五七番二の一部

下水道 桜井市大字粟殿六五六番一及び六五七番二の各一部

水路 桜井市大字粟殿六五六番四